

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2000年7月1日 Vol.22

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



暑中お見舞申し上げます
2000 Summer

あおぞら法律事務所

- 代表弁護士 前田 豊
- 弁護士 古屋 勇一
- 弁護士 古屋 令枝
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子

「対馬の青空」 photo 前田 豊

少し時期をはずしていますが、連休に遊ぶ
子どもたちと青空。
平和で元気いっぱいです。

2000 SUMMER 夏のメッセージ



弁護士 古屋 令枝

今年こそいっぱい夏休みをとって、
心身ともにリフレッシュするぞ！
と決めています。



弁護士 古屋 勇一

数年前に買い揃えたオートキャンプ道具一式
は押入れの中でスキンドライビングセットと一
緒にずっと眠っています。山靴とリュックサック
は年2~3回程度の出番で喜んでいます。
この夏は古い道具たちの出番をもう少し増や
してやらねばと考えています。



弁護士 前田 豊

対馬弁護士センターのオープンの日、
日弁連会長ほかと一緒に記念撮影
したものです。北海道、東京、沖縄、
九州各県から集まった弁護士たち
です。(私は、最前列の左端)



弁護士 中村 伸子

5月にミニひまわりの種を蒔きま
した。このニュースが届くころには、
あおぞらのもと、小さくても元気
な花を咲かせていることでしょう。



弁護士 小宮 和彦

夏・夏・夏…
仕事ばかりしないで、ビールは
かり飲んでないで、海に山にと健
康的なことをして、そしておいし
くビールが飲みたい。



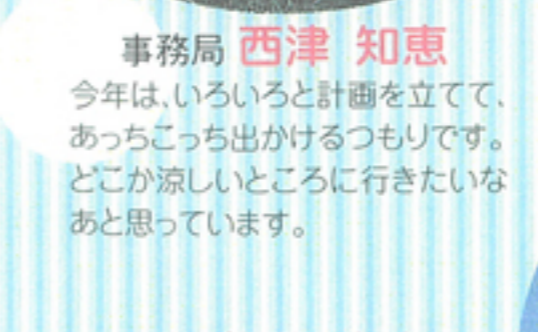
事務局 西津 知恵

今年は、いろいろと計画を立てて、
あっちこっち出かけるつもりです。
どこか涼しいところに行きたいな
あとと思っています。



事務局 橋本 絵美

夏は大好きです。花火大会に盆踊り、キャ
ンプに海水浴と楽しいことが一杯あるし、
夏の景色も風情があっていいですね。そう
考えていると遊びに行きたい病がうずうず
してきました。今年はどこに行こうかな~!?



事務局 佐藤 亨恵

暑いのは苦手なので、オサカナに
なって海の底でひっそりと“夏眠”
したいです。



事務局 高津 千絵

夏の青空も最高ですが、なんとい
っても旬の野菜(シソ・トマト・ピー
マンなど)が大好きです。
家庭菜園に興味があります。



弁護士過疎と

対馬弁護士センター

弁護士 前田 豊



「ヒトツバタゴの木」

弁護士過疎

東京では弁護士一人に人口一五三二人、かたや青森では三万六八五〇人。弁護士密度に相当の違いがあります。福岡はというと、弁護士一人に人口九四四七人で、弁護士密度は東京・大阪・沖縄・京都・愛知について六番目です。

一方、各県とも、県都には一定数の弁護士がいますが、弁護士がいない市町村がたくさんあります。無医村ならぬ無弁村というわけです。

ヒトツバタゴと 国境の島

五月七日、私はレンタカーで対馬を走っていました。上対馬の鰐浦に咲くヒトツバタゴの白い花を写真に収めようと思ったのです。「ヒトツバタゴ」。それはモクセイ科の落葉高木で、五月初旬に白い花をつけます。香りはありません。中国や朝鮮半島に見られ、日本では本州本曾川流域と上対馬町鰐浦地区に自生しています。

対馬弁護士センター

天然記念物に指定されています。別名「なんじゃもんじゃの木」と言いますが、鰐浦では山肌に咲く白い花が影絵のように海に映えるから「ウミテラシ」とも言うそうです。

鰐浦からは、空気さえ澄んでおれば釜山の街なみが見えます。釜山までわずか四九・五kmですから、これは福岡と北九州ぐらいの近さです。私が訪ねた日はあまりいい条件ではなかったのですが、それでもうっすらと韓国の山なみが見えました。なんだかとても不思議な感動を覚えました。

上対馬町あたりの街頭には、ハングル文字の案内がふれていま

す。巻岐に行くより釜山に行く方が近い、という感じなのです。

私たちは、新聞記事にあるように、弁護士過疎が深刻だということを感じなければならぬと思っています。

そうした弁護士不在地、一つに對馬があり、これを解決するため、今年四月から九州弁護士連合会（九弁連）は「対馬弁護士センター」をオープンさせました。

その「対馬弁護士センター」にも登録され、相談や声援を担任することになりました。

日本弁護士連合会は、昨年、弁護士一人当たり毎月千円、五年間で六万円の特別会費を徴収して「ひまわり基金」という名の特別会計とし、この「ひまわり基金」で弁護士過疎地をなくすための公設法律事務所を一〇カ所作るという方針を打ち出しました。日弁連は当番弁護士特別会費を徴収していますが、それに引き続いて無弁村をなくすための資金を自分たちで作ろうというのです。その「ひまわり基金」を使って、対馬に「弁護士センター」を作ることができました。

「対馬弁護士センター」は、厳原町のNTTビル一階にあります。

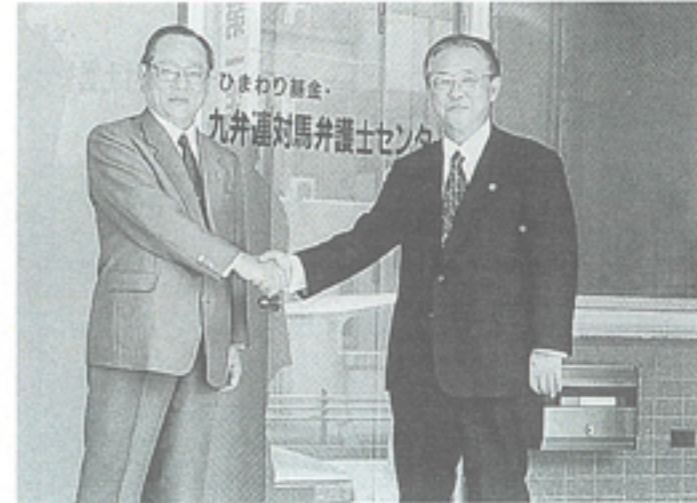
深刻 過疎 弁護士

柳川や対馬「0人」

一人あたり 青森と東京 格差24倍

2000. 5. 9 西日本 (朝)

三月二七日には、日弁連の会長や事務総長、北海道の弁護士、九弁連の理事長や各地の弁護士たちが対馬に集まり、地元の全自治体首長や裁判所・検察庁その他の官公庁の代表者も集まって下さって、互いに「対馬弁護士センター」の発足を祝いあいました。何より、地元から歓迎されていることが嬉しく感じられました。



「対馬弁護士センター」オープンの日、小堀日弁連会長と河野九弁連理事長

担当者となって

「対馬弁護士センター」は、長崎の弁護士二名、福岡の弁護士七名の計九名が、交替で担当します。ほぼ二月に一回、月曜から水曜までの三日間、美津島町のホテルを宿にしながら厳原町のセンターまで通勤するのです。福岡との行き来は飛行機ですが、たまには天候の具合で着陸できないとか機材が間に合わないとかで欠航することもあるらしいので要注意です。これまでオープン以来三ヶ月が過ぎましたが、大変好評を博しています。これまで弁護士がおらず、福岡や長崎の法律事務所まで行かなければならなかったことを考えると大変便利になったと言ってもらえるのです。

日によって相談者の数は変動しますが、一日五人の相談者の予約が入っているということもあります。

私の担当では、早速刑事の国選事件を担当しました。その事件というのは、対馬の舟志湾沖の日本水域で、中国の漁船から中国の運

搬船に魚を積み替えたというものです。通訳を介して行う裁判は時間がかかります。三時間半を費やして結審しました。「外国人の漁業規制に関する法律」という法律の違反でしたが、漁業の本拠地対馬では、漁場の国際的な奪い合いが起きているのだと実感させられたことでした。

また、別の相談者から競売申立の書類を作ってくれとの依頼でしたから、さっそくその場で作ってさしあげました。すぐに裁判所で受け付けられ、依頼者は「これで枕を高くして眠ることができると喜ばれました。これから一二年は、時々、対馬に行くために不在となることもあるかと思いますが、そのような次第ですらどうか御理解下さいますようお願いいたします。

新しい成年後見制度がスタートしました

弁護士 中村 伸子

私Aは子どもがなく、高齢の妻Bと二人暮らしです。今は夫婦とも元気ですが、将来私が痴呆症になったりした場合など、財産や介護のことなど心配です。市内にっかり者の姪Cが住んでおります。

今年四月、痴呆性高齢者や知的障害者などの判断能力の不足な方々を保護するための成年後見制度が新しくなりました。新しい成年後見制度は、自己決定権の尊重、ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるような社会を作る）の理念などの社会的要請に応えるとともに、本人の保護も図っていますので、多少複雑な制度になっています。今回は右の相談に応じる形で概要だけ説明します。

新しい成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。どちらの制度を利用するかは、本人の選択に委ねられています。法定後見制度は、現在判断能力の不足な状態にある方について、本人や家族（特に必要な場合は市町村長）の申立により、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人等（精神上の障害の程度の重い順に成年後見人、保佐人、補助人）に選任する制度です。

この制度では、Aさんが判断能力が不十分になった時にAさんや親族の方が家庭裁判所に申立てることになります。任意後見制度では、本人が契約の締結に必要な判断能力のあるう

ちに、将来痴呆症などにより自分が能力が不十分になったときに、委任する後見事務の内容と、後見する人（任意後見人）を任意後見受任者との契約「任意後見契約」によって決めておくこととなります。この任意後見契約は、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生じるという特約をつけること、公証人に契約証書を作成してもらうことが必要になります。

このような自己の老後等における財産の管理方法を事前に決めておく任意後見契約は、自己の死後における遺産の管理方法を生前に定めておく遺言（特に公正証書遺言）と似た制度ともいえるでしょう。

契約で委任する後見事務の内容は、本人の選択に委ねられています。たとえば、預金の管理や不動産その他の重要な財産の売買契約・賃貸借契約の締結、遺産分割等の財産の管理に関する法律行為と介護契約、施設入所契約、医療契約の締結などの生活・療養看護に関する法律行為などです。特に今年四月にスタートした介護保険制度では、介護サービスを利用するためには、利用者が要介護認定の申請や介護サービス契約の締結をすることが必要ですから、その点も後見事務に含めておかれたほうがよいかと思われます。

もしCさんに任意後見人になってもらうのであれば、後見事務の

内容を決めて、一緒に公証人役場に行き、公証人に公正証書を作成してもらうこととなります。

そうすると、公証人からの囁託により、任意後見契約の登記がされます。この登記情報は、誰でも自由に閲覧できるものではなく、本人や任意後見人など限定された人だけが登記事項証明書の交付を請求できることとして、プライバシーの保護が図られています。

そして、将来、Aさんの判断能力が不十分な状況になった場合には、Aさんや親族、任意後見受任者でもあるCさんが家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てることになります。

すると、家庭裁判所はAさんの判断能力の状況やCさんに不正な行為その他不適任な事由がないかを調査して、任意後見監督人の選任の審判をします。

この任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、家庭裁判所に定期的に報告することになります。任意後見監督人は弁護士等の法律実務家や社会福祉士等の福祉の専門家が想定されます。冒頭でも述べましたが、新しい成年後見制度は、多少複雑な制度になっています。ご不明な点は弁護士にご相談ください。

